

第十三回 参議院水産委員会會議録第三十三号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 松浦 清一君
千田 正君

委員 青山 正一君
秋山俊一郎君

政府委員 調達庁管理部長 長岡 伊八君
事務局側 常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
会専門員 水産庁漁政部長 伊東 正義君
部漁政課長 家治 清一君

説明員 水産庁漁政部長 伊東 正義君
部漁政課長 家治 清一君

本日の會議に付した事件
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基き駐留する合衆國軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣送付)

○電通開発促進法案に関する件
○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基き駐留する合衆國軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案を議題に供します。この前の委員會におきまして、本

法案に対する提案理由の説明と内容の概括的説明はありましたが、なお本日は補足的に御説明が必要でありましたら御説明のほどをお願いいたします。すなわち直ちに質問に入りませぬ。

○説明員(伊東正義君) ありません。
○委員長(木下辰雄君) それでは総括的質問をお願いいたします。

ちよつと私から政府にお尋ねいたしますが、第六條に「この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。」という條文があります。この訴は安全保障條約によつてアメリカ側が裁くのですか、日本の政府が裁くのですか。

○説明員(伊東正義君) これは日本側が裁くのです。
○松浦清一君 第二條第二項の「前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。」という、その通常生ずべき損失と云ふことの判断はどういうところに基礎を置いて判断をなさるというお考えでしょうか。

○説明員(伊東正義君) この考え方でございますが、これは法律にこう書きましたのは、例の土地收用法等の思想と全部同じと考えております。この間國會を通過いたしました例の土地等の使用等に関する特別措置法でも同じようなこれは考え方をいたしております。それで従来はこの点は、お手許に法律案の参考資料を今すぐお届けしますが、大蔵省と過去において折衝したとき

は、殆んど漁獲がないといふます。その場合は、その年の前年の魚価をとりまして、その四二%が所得であるといふうに見まして、又それに失業保険の考え方を入れて、その六〇%が通常生ずべき損失だといふような計算を過去の方式ではやつておりました。それでこれがさういふような計算で大体今まで四億一千万ぐらいの補償をいたしたのであります。過去におきましては、今後はこの通常生ずべき損失はどういふ考え方をするかという御質問でございますが、これは実は一つ／＼によつて私は違ふと思つて、漁業の種類、いろいろ／＼なケースによりまして、併し一つ／＼について方式を作るといふこともなごさいますので、我々の考え方といたしましては、次のように考へておるのですが、これはまだ大蔵省なり或いは特別調達庁のほうとは十分連絡はいたしておりません、これから話し合いをしたいと思いますので、それから、それは殆んど漁獲が零になるといふような場合には、今申上げた方式の、魚価に平年の漁獲数量を掛けて、その四二%が所得だといふような考へ方をして、この四二%というのは、安本でとつておる所得なんでありまして、その比率を使ひまして、最後に大蔵省が六〇%だと言つた六〇%に落したもので、これを我々は、大体通常の損失と考へたらどうかといふような考へ方を今いたしております。併しこの点につきましては、まだ関係方面と話し合ひはついておりません。

○松浦清一君 いろいろ損失の額といふものについての算定の基準といふものは大變技術上むずかしい問題だと思ひますが、例えば第一條に書いてある最後の禁止をするとか、制限をするとかいふその制限の範囲、例えば禁止をするといふことになれば、その区域の中における漁業はできないということになるから、今おつしやつたような勸定の仕方ですね、それが少い多いといふことは別の問題として、直ぐにでもそれは制限するということになると、例えは今の演習区域における漁獲の皆無の場合と、それからその影響によつて漁獲の量が非常に減少するといふような事柄についての損失額の決定、これはなかなかむずかしい問題だと思つておるのですが、それはやはりお役所独自の申請に基いて、その判断の結論はお役所独自の立場において出すお考えですか。

○説明員(伊東正義君) 御質問がありましたように、私御説明いたしましたのは、漁獲が皆無の場合ですが、御質問の通り制限の場合があるのです。これはあとで資料をお届けいたしますが、その場合にはさつき申上げました平年の漁獲数と、今度制限を受けたためにその年は漁獲が減つて来たといふような場合が今度出て来る、その差額といふようなことを考へて補償をするといふような考へておりますが、これにつきましては、従来は大体原から資料をとりまして、その資料は、漁獲を調査する委員會のようなるものを各県で

作つておりますが、そこで相談した資料をもらつて、こちらで大蔵省、調達庁と相談した額で、それが最後だといふような形でやつておつたのです。今後のやり方につきましては、三條以下にございまして、やはり都道府県知事は一番さういふものについては中央より明らんであるといふような考へを以ちまして、都道府県知事が意見を付けてこちらへ出して来る。それについてのやり方でありまして、これはやはり一応内閣総理大臣のほうで、補償という形になつておりますが、私どもの氣持といたしましては、農林省あたりでよく検討いたしまして、調達庁、大蔵省とやはりどういふ算定の方式でやるかといふようなことを相談してやつてみまして、それで出て行く。それについて不服等がありますれば、四條以下の救済規定、これは新らしくできたのですが、四條、五條、六條の救済方法で或いは増額とか何とかいふことでやつてみたらどうかといふように考へております。

○千田正君 大体昨日承つたのですが、この行政協定によつてこれが作られたと思ひますけれども、第四條にあるところのいわゆる損失補償の決定につき不服の者が内閣総理大臣に對し異議を申立てることができるといふ点であります。そこであの安保條約におけるところの行政協定の内容を検討する場合において、最後の決定権はアメリカ側にあると承知しておりますが、その点についてはどう思つておられますか。

○説明員(伊東正義君) 御質問がありましたように、私御説明いたしましたのは、漁獲が皆無の場合ですが、御質問の通り制限の場合があるのです。これはあとで資料をお届けいたしますが、その場合にはさつき申上げました平年の漁獲数と、今度制限を受けたためにその年は漁獲が減つて来たといふような場合が今度出て来る、その差額といふようなことを考へて補償をするといふような考へておりますが、これにつきましては、従来は大体原から資料をとりまして、その資料は、漁獲を調査する委員會のようなるものを各県で

○説明員(伊東正義君) 或いは私からお答えするのは不適当かと存じますが、今調達庁もおられませぬので、或いはそちらから不足の点は御説明をお願いしたいと思つておられます。我々考へておられますのは、一応防衛支出金の中から今年九十二億でしたか、この損出補償や何か予算が出るということをお聞きをいたしてあります。それでこれが農地のほうに幾ら、水産に幾ら、どういふ施設に幾らというふうな、我々のほうからは今年水産は幾らくらいだということはお出ししてあります。これは九十二億が足りるかどうかというふうな、最後はそういう枠の問題になるだらうと思つておられますが、恐らくそういう場合にはは又足りなければ、補正予算を何とかならうか……。

○政府委員(長岡伊八君) 本件につきまして、どこまでも日本国内で決定いたします。アメリカにこの問題を持ち出すことは要らないと解釈いたしました。○千田正君 その私が私どもの疑問のところでありまして、恐らく実際においてはこの決定に不服ということは余り起きないだらうと思つておられます。実施方面においては……但し或いは万全を期す意味から考へて見た場合において、何かトラブルが起きてどうしても解決できない。現地でも解決できないれば、その解決方法に不服がある場合において、総理大臣に再審議を申立てる。内閣総理大臣の権限においてさへも不服な場合においてはどうかという問題のとき、どこで決定するかという問題を私は承わりたいのであります。

○政府委員(長岡伊八君) 第四條の不服異議の申立をいたしました。その決定を見ましても、なお不服であるという場合には、第六條の訴えを以てその増額を請求する。日本裁判所に訴えまして、その決定に従う、こういうことになつておられると思つておられます。○千田正君 そうしますと、従来の日米間の裁判の決定権についてはいろいろ我々も疑義があります。研究もしておりますが、この問題については日本の国内法に基いて、日本の裁判権によつてこれを解決する、かように承知してよろしいわけでありませぬ。○政府委員(長岡伊八君) 御指摘の通りだと思つておられます。

○秋山俊一君 この法律によりまして、文面では漁船の操業制限と、特に漁船の操業という点に限つておられるものであります。その他漁業権等によるものは権利のほうで補償されますけれども、例えば砂浜のごときも、或いは網を干す場所といったようなものについては、これはどういふ形によつて補償されることになるのですか。私有地であれば土地使用とか何とかいうことになつて来るが、官有地であるという点、砂浜において網を干さなければならぬ。その水面では実際船は操業はしないけれども、操業した網を持つて来て干さなければならぬ。そういう場合場合に私有地であれば土地使用のほうで行く。海浜のいわゆる官有地、固有地と申しますが、砂浜を利用するとか、そういうことからは生じた損害は何かによつて補償する。○政府委員(長岡伊八君) 固有地の場合に御指摘のような問題が相当困難な問題が起るか否か存するのであります。

が、実は本法のほかに御承知の行政協定十八條に關連いたしました生ずる補償の問題がござります。御承知の通りに従来は進駐軍の行為に基きまして発生いたしました損害は、厚生省が主管で取扱つておりました見舞金のほかには従来救済の途がなかつたのであります。ところが今度は只今申上げました十八條に關連いたしました、駐留軍の公務上の原因に基きまして、その損害が駐留軍の責に帰すべき場合というところになりまして、民事特別によりまして、補償されることになつております。その補償いたします金は、実は日米分担の問題がござりますが、その問題は先ず別といたしまして、駐留軍の責任と云ふことはできないけれども、同じような駐留軍の責任に帰すべき事由と同様なことで損害が起つておられるときには、これは日本政府の見舞金によつて救済いたしたい、かように考へておられます。只今御指摘の問題もその見舞金の適用を受けて救済し得ることとなりはしないか、その範疇に入る問題が起るだらうというように考へておられます。

○秋山俊一君 只今のお話だとしますと、例えば爆弾を積んだ飛行機が落ちて、そうして日本の国民に損害を與えたといったような場合が想像されるのであります。私がお尋ねするのは、そうでなく、丁度水面の操業を禁止するといったような状態と同じように、その海浜で従来操業した網を干していた所が網が干せない、駐留軍がそこを使用するために使えなくなつた。つまり合同委員会においてこの水面の使用禁止と同じような話し合いによつてその区域が一定の期間使用を禁止される

というふうな場合があり得るのではなからうかと思つておられます。水面とほぼ同じような場合において……その場合にその土地及び水面が、漁船は操業してはおられないけれども、魚は獲つてはおられないけれども、漁業上どうしてもそこを使用しなければ仕事ができない、漁業ができません。これは何によつて補償するかと云ふのであります。

○政府委員(長岡伊八君) 只今御指摘のような場合の土地を制限する、使用するといふ問題のときには、先般議會を通過いたしました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法というものが通過いたしました。その海浜を民有地でござりましたならば、これを使用することは可能という問題でござります。固有地でござりますと、只今御指摘の通り合同委員会その他その地域を駐留軍に提供するということがござりますと、これを日本政府が提供することになります。それがために発生いたしますその土地の上に存在いたしました権利がござりますならば、これに対する補償はこの法律に基いてやる場合があると思つておられます。それから或いは権利等と言われぬと、先ほど申し上げましたように、権利侵害と言わんまがも、実は損害が起つておられます。駐留軍がそこを使用するために損害が起つたといふことは、これは個々のケースとして検討を加えませんが、お尋ねの思ひます。爆弾が破壊した場合は、同じような損害という点から申しますと、損害を受けたといふことで見舞金を交付し得る場合があると考へておられます。

○秋山俊一君 その只今のお話のうちに、見舞金というものであると云ふと、これは性質が非常に違つて来ると思つておられます。一介の見舞金ということになります。引續いてこれを適用して行くといふことになりませぬと、海浜の使用なんかになります。別に水面使用とか、海浜使用とかといふ特別の許可を得なくても、網を干していることは幾らでもあるけれども、海岸の権利でもないものが多い。ただ水面に竹棚をして干場を作つておられる場合には水面使用の許可をもちつておられるのでありますが、そういうふうなものを對しては土地のほうの制限に關する法律によつて補償されるのであります。補償される根拠がどこにあるかといふことをお尋ねしてあります。今のように見舞金でござりますと、今のように見舞金でござりますと、それは突発的の事故、或いは偶発的な事故によつて起つた場合の見舞金といふことはありませぬ。けれども、水面を使用すると同じように、いつからいつまでここは使つちやいけなやいけな。見舞金でいふなら、これだつて見舞金でいふといふふうな、同じような理窟になるのですが、そういう場合が必ず場所によつては起つて来るのじやないか。それはどの法律によつて補償して行くか、どうも法律がないから補償できないといふことになつたのじや困るので私はお尋ねしたのであります。水産庁はそれをどういふふうにお考へになつておられますか。

○説明員(家治清一君) 只今の御質問のうちに、この法律でも救われぬ

し、ほかの法律でもはつきりしないというケースは非常にございます。但し先ほど管理部長からの御説明がございましたように、御質問の中の或る部分のケースは、その陸上の土地と言いますか、或いはその上にある権利関係で、これは土地等の使用等に関する特別法で救われる。それでも救えない分は、実はこの法案を審議する、立案する際にもいろいろ議論が出たのでございまして、実はこれは飽くまでも根拠は行政協定に基かなければなりませんし、その行政協定の根拠を求めます際に、実は二十五條の二項のほかに適当な根拠はございませんでして、二十五條の二項と申しますものは、日本の政府が施設、或いは区域の提供をする、これに要する補償が日本政府の負担である、こういう趣旨の規定でございまして、その根拠以外には実は適当な根拠はございませんでして、その限りにおいて、実は操業の制限禁止と裏表で補償をするという立法の範囲が限定されたのでございます。従いまして、御指摘のようにどうしてもこの法律の中でも救えない、かと言って陸上の関係の法律でも救えないというケースは考え得るのでございますが、それはまあ偶発的なことを主として、無法的に補償している見舞金の制度を、物によってはその性質に従って経時的に活用してもらいより仕方がないと考えております。

○秋山俊一郎君 とういいたしますと、若し見舞金ということになりますと、それが不服でも何でも、どこにも持つて行きようがない。泣き寝入りということにならざるを得ないのじやないかと思ひますが、その点如何ですか。

○説明員(家治清一君) その点はつきりつめますと御説明の通りだと思ひますが、ただこの法律では先ほど申し上げましたように、根拠を求められないので、外れた分でございますので、法律の趣旨に準じてやつて頂くよう、調達片或いは大蔵省とは話し合いを進めておられますし、大体その場合々々によつては異りましたりけれども、同じように扱わなきやならん分については法律で認められておられるのと変らない程度の措置をとつて頂くつもりでございます。

○秋山俊一郎君 とういいたしますと、この法律に漁船の操業制限とはつきりしないので、何か字句を操業又は漁業に關すると言つたようならぬにこれを修正すると言つたようならぬにこれを修正したやうなことを織り込むということは、行政協定の内容から言つてできないのでございませうか。

○説明員(伊東正義君) 私はできないと思つておるのでありますが、実は法律で書いておられますのは、大体直接の被害や何かを主に狙つて書いておるのでございまして、抜けておられるのでございまして、間接被害の漁場が變つて来たとか何とかという問題があつたのでありますが、実はあんまり扱つても結局なんだというところで、直接漁船の操業制限というやうなことに限定して来たのであります。この漁船の操業制限と書きますと、これは漁船を余り使わんで、漁業権漁業許可漁業も出て来ることを考えますが、そういうものは大体これは片つ方の土地の使用等に関する特別措置法で救えるのじやないかというやうなことで、ここは一応は漁船の操業というやうな言葉で実は書いておられるのであります。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

と、答弁をされるかたにちよつと食い違ひがあると思ひますが、私もちよつとここに疑問に思つたのですが、偶発的に起つて来る問題については、見舞金等については今までも自動車事故等により死んだ者に対して見舞金の措置を講じて来た。そういう考え方で見ましたのですが、ところが秋山委員の言わんと欲してはいたところは民有地、自分の土地に網を干しておつたというやうな所は、まあこれは土地收用法で行けるが、ところがその海岸の網を干しておつた所は国有地かなんかで自分の土地でない、併し先祖伝来の浜で漁業をやつておつて、自分の土地ではないけれども實際上は自分の網干場であるという一つの権利を自然的に、法律によつて保障されてはならないが、習慣的に自然的にその権利を保有している所があるのです。そういう所を駐留軍に日本政府が提供したということになると、法律的には認められていない権利、習慣だとかそういう長い伝統とかいうものを無視してしまつて提供してしまつたあとで、網干場がなくなつたときに起つた損害に対してどうするかという問題です。その趣旨はどうかと思ひます。それで僕はもう一点、そういう区域で漁業ができなくなつたというこのために、そこに居る加工業者等が失業して仕事ができなくなるわけですね、そこまでは考えが及ばないか。いろいろ加工業者とかいうふうに限定するのではなくて、それに関連して起つて来る損害というのがあるわけですね。そこで御答弁なさる前に私は結論を言つてみると、漁船に限定しなくても少し漁業全体の損害に対して補償ができるやうな途をこの本條文

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

○秋山俊一郎君 今の私が懸念しておりますのは、九州には殊に長崎方面に網を干す設備が水面に掛けられておられる。その水面を使用した網の干場が港、或いは港の周辺にたくさんできているわけじやありません。こういう水面使用の許可によつてやつては、若しそういうものをここは使つてはいけない。取外せというやうなことになる。大場合には、これは土地のほうの規定によつて補償するのであるか、それは全然補償する途がないか。見舞金によつてやるよりほか方法がないのか、まあ具体的にそういうことなんです、海浜もありませんけれども、もう一つはそこに演習するために小舟艇がどんどん入つて来る場合に、とてももう網なんか干したりなどしては行かない。ちよつと待つてくれというやうな場合が起り得るのじやないか。まあ今後どういうふうな形で行くかわかりませんが、あらゆる方面を考えなければならぬ、そういう問題は恐らく出て来るのじやないか。その場合にその網干場がなくなり網にしても、いわしのあぐり網にしましても操業ができなくなる。そういう場合に単に漁船の問題だけじやなくして、仕事ができない、漁船が制限されると、できればいいんですが、仕事ができません。漁船が制限される、できればいいんですが、仕事ができません。

しても、個人としても、これはしようがないということになつていたけれど、今日以後においては日本全体の安全保障のためのアメリカ軍隊の駐留、安全保障條約によつて協定してある日本全体の安全保障のために、特定の漁業者だけが損害をこうむるということをおのれに放つてはできない。今までの米海軍の演習地における損害補償とはこれは意味が違ふのだから、そこらの範圍を因全体の責任において、特に漁業者だけが損害をしない法律的な措置を講ずるといふことは当然なんです。今までやつていたことを法律化するといふだけでは生ぬるいと思う。これは意見になります、これはどうなんですか。これはぎりぎり一ぱいの法律案なんです。これはまだ練り直す余地があるのですか、そのお考えが……

○説明員(伊東正義君) お答えいたします。実は衆議院のほうで御審議を願つておるのでありますが、衆議院のほうももう少し政府でこの法律を全部教えるような形にしてはどうかという御意見があつたのでありますが、我々としては、一つ小委員会等で十分御検討頂きたいということで、衆議院のほうは小委員会付託になりました、今御検討を願つております。それで松浦先生がおつしやいましたように、魚が取れなくなつて加工業者の仕事がなくなつたというような間接的な問題は、それは私はなか／＼困難ではないかと思つております。おつしやいましたように、途中にプランクができて来ることは我々の希望するところではございませんので、先ほどから秋山委員のおつしやるようなケースが何とかどこかで救える方法を考えたいと思つるので、

私はいち少し研究さして頂いてからその点御答弁さして頂きたいというふうと思つております。

○松浦清一君 先ほど私加工業者と申上げたのは、例えぼさういふこともあり得る、この法律でまづついている範圍のほかにやはり損害というものが拡がつて行く虞れがあるのであります。單に漁船と限定すると範圍が狭くなるので、もつと損害補償の範圍を拡げるお考えはないかというので、例えぼというので加工業者と申上げたので、加工業者までこの法律で救済できないということはわかつております。

もう一つこの漁船の操業を制限するとか、禁止するとかいう区域が、安全保障條約の行政協定の取極によつて定められましたね、話合いで……ところが陸上のほうならば、陸の土地ならば陸軍の演習地或いは駐留場所といふものが限定されて、その区域外には伸びないといふことが想像される、ところが海のほうで海軍が演習する地域といふものは、これは区域をきめても区域の外に出る場合があり得るわけですね、これだけが日本と協定した範圍内、そこから外には一哩も出られないといふことがあつても外に出るということが實際問題としてあり得ると思つております。若し演習を行なつた場合に、若し演習を行なつた地点のつまり着弾距離、演習を行なつた区域といふものはきめられるかも知れませんが、中心が動いて来ると、着弾距離が伸びて演習地が大きくなるですね。だから協定で取極められていない海面においてアメリカ軍隊のために日本の漁業が損害を蒙つた場合には、その損害補償はこの法律でできるのですか。

○説明員(伊東正義君) 今の場合はそれはごつちの提供します区域外の問題であります。これにつきましても、先ほど調達庁の部長からお話がありましたように、民事特例法で救えるものは救えるという形にならうと思つております。

○松浦清一君 だから漁船の操業区域といふことを頭の中に置いて、さうして制限をするとか、或いは禁止をするとかいふように漁船と考へかたを限定しないで、漁業全体が受ける損害に対してどうするかということにこの法律の性格と内容をやはり切り替へる必要がある、こう思ふのです。

○説明員(伊東正義君) その点は行政協定の二十五條の思想をこれは受けて来ておりますので、二十五條は区域な施設を提供する、その場合には米軍の負担をかけるのでないか、全部の法が合はさつてさういふものを救済して行くといふふうには私は今考へております。我々としては、行政協定に根拠を置きました條文は二十五條といふふうに、これはいろいろ各方面において相談したのであります、検討しました結果結局二十五條で行こうという、二十五條といふものは、区域、施設をきめて提供するという形になつておりますから、区域外の損失補償等につきましても、ほかの法律で行けるものは行けるような考へを以てこれは提案しているようなわけでございます。

○松浦清一君 行政協定に基くアメリカの軍隊が使用する土地建物といふものは、これはアメリカと日本との間に話合はばよろしいわけですね。法律は日本の法律の立場で作ればよろしい。損害を蒙るものは日本人だから、アメリカの取極によつて提供する土地建物といふ以外に、日本人の蒙るべき損害

といふものは別の問題だといふことでは考へて行かなければ駄目じやないかと思ふのです。

○説明員(伊東正義君) その点は陸上の演習等についてもやはり私は同じことが言えるのじやなからうかと思つております。例えぼ陸上で或る区域を演習場として演習をしましても、弾がその中に落ちなくて、ほかの提供した区域以外に落ちますとか、或いは演習場として提供した以上の土地を使つていふといふようなことも私はこれは起り得る場合があると思つております。さういふ場合については先ほど申し上げました民事特例法で救えるものは救つて行く、これはこの法律だけで漁業の關係が全部救えるのじやないかと、漁業は別な法律になつておりますし、全部の法が合はさつてさういふものを救済して行くといふふうには私は今考へております。

○松浦清一君 そうすると、この委員会は、私どもはもう少し慎重にこの法律の條文といふものを検討して行つて見たいと思つておきたいのですが、水産庁のほうでは漁船の操業を制限又は禁止するといふ、損害補償の対象を漁船と限定することによつて日本の漁業の損害が救済できると、さういふお考えは変らないわけですか。最後までこれでおやりにならうといふおつもりなんでしょうか。

○説明員(伊東正義君) 私どもこれをやりましたときには、大体のものがこれで救えるのじやなからうか。この法律は先ほど申しましたように、ほかの法律もござりますが、さういふもので大体のものは救えるのじやないかといふことで実はこれを作つております。この法律を出して、これで全然変えぬとか何とか、さういふことは私ども考へておりません。もつとこれが直つて行ける……。まあ衆議院も先ほど申し上げましたように、小委員会御検討を願つておるのであります、私どもは最後までこれで突張るといふようなことは毛頭考へておりません。

○千田正君 念のために何つておくのですが、第二條の二項には「前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする」と語つてあるから、さういふことでは毛頭考へておりません。

○委員(木下原雄君) 私が一つお伺いいたしますが、これは駐留軍が日本

の土地を使用した場合に限定されてお
りませんが、現在は或いはないかも知れ
ませんが、いざ保安庁も武装する。
現に予備隊も武装しておる。日本のこ
ういう武装しておる予備隊なり保安庁
なりが、これと同じような損害を與え
ることが必ずしもなきにしもあらずだ
と思ひます。そういう場合の処置は將
來お考えになつておられますかどうか。
○説明員(伊東正義) これはこの法
律では確かに救えませんので、駐留軍
だけであります。只今の御質問の点
は、今の法律で行きますと、国家賠償
法があるだけであります。この国家
賠償法で行きますと、今の御質問の演
習等は相当当てはまらん場合が多いと
思ひます。それでそういうような場
合につきまして特別立法をいたして、
やはりこれと同じような思想のことを
やらせなければいかんのだやないかと
いうことを考えております。現在の段
階ではまだ海上につきましては、そう
いう問題がございせんので、何して
おりませんが、おつしやるような事
態になれば、何とか考えなければなら
んと考えております。

○秋山俊一郎君 この案はまだ予備審
査でございませう。
○委員(木下辰雄君) そうです。
○秋山俊一郎君 そうすると、もう少
しお互いが研究して回を重ねたらと思
ひますが……
○委員(木下辰雄君) 如何でござい
ませうか。本日の委員会はこのくら
いで打切つたら如何ですか。
○委員(木下辰雄君) 「賛成(異議なし)と呼ぶ者あり」
○千田正君 これは衆議院が先議でこ
ざいますか。
○委員(木下辰雄君) そうです。

○千田正君 それなら、なお我々が研
究する余地もありませんし、衆議院から
又廻付されて来ましてからも、或いは
修正等がありますれば、なお我々とし
ても研究すべき余地がある……
○委員(木下辰雄君) 本法案につき
ましては、各委員で十分一研究いた
しまして、今後の審議をお願いいたし
たいと思ひます。
○秋山俊一郎君 漁政部長にお願いし
ますが、先ほどのお話ですが、もう少
し考えたいということでしたが、是非
一つ考えてもらいたい、これがなしに
通ると、今度は救う途がなくなつて参
りますので、そういう点について片内
でも一つ十分御調査願つて善処方を
願ひいたします。
○委員(木下辰雄君) 政府提案に対
して各委員の御意見によつて、参議院
は参議院で独自で十分一考慮するこ
とも必要かと思ひます。
それからちよつとお話りますが、
今電源開発促進法案が審議中でありま
すが、これに対して水産の関係の事項
が農林委員会のほうから出ておりま
す。これは多分水産庁と打合して出し
た結果だろつと思ひますが、この前の
委員会で大體どういふ工合に修正した
らどうかということでお話りいたしま
したが、その際秋山委員からちよつと
保留をされたので、本日委員会
一つ御発表願ひたいと思ひます。
○秋山俊一郎君 只今の問題は水産の
問題として極めて必要な問題であ
り、従来この種の工作物を設置する場
合に、漁業に及ぼす影響を考慮して各
種の施設をすることになつておるので
ありますが、實際問題として、その
施設の案外効果がない、申訳的な

施設をしてやつてやつてみるが、一
向効果がない、そのままになつたとい
う事例が幾つもあるのではありません。
従つて今度の電源開発の場合にさうな
施設をすることは当然であります。若
しそれが効果がなくて遡河魚類等の
遡上を著しく制限して、従つて上流
下流における同種の魚類が非常に減少
したという場合に、これを職業として
おる業者に補償するということはこれ
は当然だと考えますので、農林委員会
において立案されております修正案に
對しましては、我々も当然だと思つて
賛意を表します。ただこの字句につき
ましては、どういふ字句を使つたほう
がいいか、いろ／＼ここに出てお
り、遡河魚類の減少とありますが、
これがまあ問題になる点だと思つて
す。魚類の減少というのと、どれくら
いの範囲か、少々減つても減少とい
ふことになりません。これは委員会にお
いて相当問題になるのじやないかと思
ひます。我々としては相当著しく減少し
たといふような意味に考へて、遡上が
できないといふことによつて生ずる減
少といふふうな考へてこれをいれる、
こういうふうな考へたわけです。
○委員(木下辰雄君) それでは水産
に關係した問題は第四條の第二項にな
ります。それからもう一つは第六條の
二を一項加えるというのがあります
が、ちよつと議んでみますと、第四條
第一項を次の通り修正する。「国の行
政機関の長は、河川法その他の法令の
規定による他の行政機関の処分が、電
源開発の円滑な実施に支障を及ぼすお
それがあると認めるとき又は電源開発
の実施に因り治山、治水、利水等国土
の総合開発に重大な影響を受けるおそ
れがあると認めるときは、当該事項を
所管する国の行政機関の長に對し協議
することが出来る。」こういう工合のも
のであります。この治山、治水の下に
ある利水、これが水産をも含まつてお
ることになるかと思ひます。
それから次に「第六條の次に次の一
條を加える。『第六條の二』となつてお
ります。『電源開発により生ずるかん
がい水の不足、これは農である。『木
材流送の支障、これは農であります。』
『さく、河魚類の減少』これが漁業で
あります。『その他政令で定める事由
に因つて損失を受ける者があるとき
は、当該電源開発を行う者は、政令で
定めるところにより、その者に対し損
失を補償しなければならぬ。』これが
水産の關係の條項であります。大體こ
の前のこの條項に對して、この條項通
りに修正の御意見が一致したよりで
すからして、この通りを水産委員会の決
定事項として経済安定委員会に申込
むことにいたしたいと思ひます。御異議
ございませんか。
○松浦清一君 第四條の「利水」とい
うところに水産が含まれておることは明
確になつておりますか。
○委員(木下辰雄君) これはこの前
の説明でそういう説明がありました。
○松浦清一君 それはやはり水産と入
れてもらつたほうがいいね。
○秋山俊一郎君 この利水という問題
は、今の灌溉の問題だと私は思うの
ですが、水を利用するといふような意
味であつて、例えば工業的に利用する
場合もあるし、農耕のために利用する
場合もあるし、普通水産は利水のうち
に含まないのが常識だと思ひますが、
どうですか。

○委員(木下辰雄君) そういう意見
はどうですか。
○松浦清一君 やはりそれは水産とか
漁業とか、はつきり語つてございませ
んと、あとで補償するとか、行政上の
相談を受けた場合に、判断に困つて紛
争を起す元になると思ひし、明確に業
種を語つておいたほうがいいと思ひま
す。
○委員(木下辰雄君) 速記をとめ
て……
〔速記中止〕
○委員(木下辰雄君) 速記を始めて
下さい。
それでは只今のような御審議により
まして、治水の下に「及び漁業」とい
う字句を入れる。それから第六條の次
一條を加えるのは原案の通り、かよう
にいたしました。安定本部委員会に申込
みます。
それでは本日の委員会はこれを以て
散会いたします。
午後二時三十一分散会
五月十七日本委員会に左の事件を付託
された。
一、だ捕漁船等の国家補償に關する
請願(第一〇五九号)
一、A・S・ピニオン漁網網調製費助
成等に関する請願(第一〇八七号)
一、漁港修築費予算増額に關する陳
情(第一〇二三号)
第二〇五九号 昭和二十七年五月六
日受理
だ捕漁船等の国家補償に關する請願
請願者 長崎県佐世保市長 中
田正輔外十三名
紹介議員 秋山俊一郎君

終戦以来中共、韓国、国府等による日本漁船の捕留留事件は総數百六十二隻、乗組員千五百十八名に達し、特に昭和二十六年十二月以降、中共による捕が急激なる増加を示しており、わが国食糧資源の確保上決定的重要性を有する遠洋漁業は不断の脅威と不安にさらされその漁ろうは慘たんたる情況下にあるから、これら漁船の捕留留事件の迅速かつ抜本的な解決を図り、一方捕留留船員の船主船員に対する適切な国家救済補償および海上防衛力の整備強化を講ぜられたいとの請願。

第二〇八七号 昭和二十七年五月八日受理
A・S・ビニロン漁網調整費助成等に關する請願

請願者 石川県金沢市諸江町中丁九一株式会社藍元織化製網研究所取締役 藍元義範

紹介議員 青山 正一君
わが国の水産業は、その生産の基礎である漁網、漁具糸の資材をほとんど海外に依存しているため、この輸入額は、毎年百數十億円に達している。しかるに豊富な資源によつて無盡蔵に生産できる合成纖維をこれら漁具に利用すれば、わが国漁業の安定化に一大革命をもたらすことが予想されているから、すでに研究効果の認められているA・S・ビニロンによる漁網調整に對して国庫助成金を交付あるいは融資の途を講ぜられたいとの請願。

第一〇二三号 昭和二十七年四月二十五日受理

漁港修築費予算増額に關する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会 会長 井出正孝
政府の昭和二十七年予算に計上した漁港修築費は、第一次整備計画に採用された漁港の完成にさへ長年月を要する少額で、まして第二次以降において急速整備を要する多数漁港の着手期の手配もつかぬ状態で、これでは全国、あけて待望する漁港網の早期完成計画に重大な影響をきたすばかりでなく、独立後のわが国水産業の発展上に一大支障をもたらすこととなるから、二十七年補正予算において、漁港修築費予算の増額を図られたいとの陳情。